

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	気象業務法の一部を改正する法律案	
担当部局	気象庁地震火山部管理課 気象庁観測部計画課	電話番号: 03-3212-8341 (内4702) 電話番号: 03-3212-8341 (内4229) e-mail: goiken@met.kishou.go.jp e-mail: goiken@met.kishou.go.jp
評価実施時期	平成19年10月11日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>地震動及び火山現象の予想の情報の予報・警報化を図ることにより、国が責任をもって予報・警報を発表してこれらを確実に伝達するとともに、気象庁以外の者の警報の制限を行い、かつ、一定の技術基準のもとで気象庁以外の者による地震動及び火山現象の予報業務を許可することによって、情報の適切性を担保しつつ、個々の国民のニーズに即した地震動及び火山現象に関するきめ細やかな情報提供を実現することで、地震災害及び火山災害の防止・軽減に寄与する。</p> <p>電気事業者が行う気象観測のうち、成果を発表するための気象の観測又は成果を災害の防止に利用するための気象の観測以外について、国土交通省令で定める技術上の基準に従って観測を行わなければならない対象から除外することで電気事業者の負担を軽減する。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	気象業務法 第13条、第18条及び第23条等 第6条
想定される代替案	<p>について、気象庁以外の者に対して地震動及び火山現象の予報業務をすべて禁止する。</p> <p>について、気象業務法第6条に定める規制をすべて廃止する。</p>	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	予報業務許可を受けようとする事業者によっては、気象庁の示す技術基準を満たすために必要な、プログラム改修費(数十～数千万円程度)等が生じる場合がある。また、申請時に登録免許税(9万円)が必要。 遵守費用の増加はない。	遵守費用の増加はない。 遵守費用の増加はない。
(行政費用)	気象庁において、事業者に対する予報業務許可の審査基準等の作成及び改訂、事業者への立ち入り検査及び調査体制の整備に係る費用(年間数百～数千万円程度)等。 行政費用の増加はない。	行政費用の増加はない。 行政費用の増加はない。
(その他の社会的費用)	予報を事業者から直接提供されることを希望する国民が追加で負担する費用はない。 社会的な負の影響はほとんど生じない。	国民が民間事業者によるきめ細かい情報提供を受けられなくなることによる費用(便益の減少)が生じる。 誤った観測データの流通による社会的な混乱等を招く恐れがあり、気象観測データ全般に対する信頼性の低下による甚大な社会的悪影響が生じる。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	事業者が行う予報内容について、情報の信頼性・適切性を担保することにより社会的混乱を防止し、また、民間事業者によるきめ細やかな情報提供を実現できる。	事業者が行う予報内容について、情報の信頼性・適切性を担保することにより、社会的混乱の防止が実現できる。
	電気事業者において、気象観測が国土交通省令で定める技術上の基準を満たすために、気象測器の検定受験料及び部品交換に係る費用等の削減による便益(遵守費用の減少)(1年につき1,500～2,000万円)が生じる。	すべての事業者について遵守費用の減少による便益が生じる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	様々な費用が想定されるものの、国民の生命・財産の被害を軽減する情報の適切性を担保し、地震及び火山噴火による災害発生時に社会的混乱を防止するために必要であり、規制によって得られる便益が費用に比して明らかに大きい。民間事業者によるきめ細やかな情報提供を実現できる点で代替案より優れている。規制緩和によって得られる便益が、規制緩和による費用より明らかに大きい。費用がほとんど生じない点で代替案より優れている。	
有識者の見解その他関連事項	中央防災会議(平成19年6月)において、緊急地震速報を平成19年10月1日より一般向けに提供開始するとされた。 中央省庁等改革基本法第22条第10号、気象審議会第21号答申(平成12年7月)。	
レビューを行う時期又は条件	改正法施行後5年を経過した場合に施行の状況を勘案し、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。(附則第5条) 平成22年度に政策レビュー「緊急地震速報の利用の拡大」において事後検証を行う。 規制緩和を実施した5年後(平成24年度)に、電気事業者を対象にアンケート調査等を実施して事後検証を行う。	
備考		